

## 障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 障害者総合支援法について

(1) 障害者総合支援法等一部改正法の施行に当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、都市自治体等の意見を十分に反映するとともに、所要の財政措置を講じること。

また、都市自治体、利用者及び事業者等が新たな制度に円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、システム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

(2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

(3) 障害福祉サービス等の利用計画作成に係る相談支援事業について、その着実な推進のため、相談支援専門員の養成・確保や財政措置、指定特定相談支援事業所の増設等の体制整備に必要な支援措置を講じるとともに、利用計画案の有無を支給決定要件から除外するなど、環境整備を行うこと。

また、代替プラン作成の期間を延長する場合、体制整備のための支援策を講じること。

なお、特定相談支援事業者について、専門的な知見の蓄積と人材の確保を図り、円滑な指定と適正な監査の実施を可能とするため、適切な措置を講じること。

(4) 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。

(5) 自立支援給付の利用者負担について、一層の軽減措置を講じること。

また、自立支援医療については、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

(6) 人工内耳について、補装具として位置付けるとともに、更新時においても健康保険を適用できるようにする等、利用者負担の軽減を図ること。

また、補聴器の交付基準・修理基準について実情にあったものとするとともに、

軽度・中等度難聴者の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応するよう見直すこと。

(7) 就労継続支援A型事業について、暫定支給決定期間を設けた場合も特定求職者雇用開発助成金の支給対象とする等の制度の見直しを図ること。

(8) グループホームの整備、社会福祉施設の老朽化対策及びスプリンクラー設備の設置等の障害者福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備費補助金について、都市自治体の整備計画に対応できるよう、十分な財政措置を講じること。

(9) 地域活動支援センターを障害者の活動拠点として存続させるため、当該センターに係る基盤整備について財政措置を講じること。

(10) グループホームの整備について、豪雪地域の実情に応じた高床式構造住宅の転用が行えるよう、建築基準法における耐火建築物の適用基準を緩和すること。

また、既存住宅のグループホームへの転用について、同法における用途基準を明確にすること。

2. 障害者差別解消法の施行に当たり、関係機関が連携して対応する体制や自治体間の情報共有体制を構築すること。

また、都市自治体が対応要領を作成する際、対応要領が障害者の権利を守る基本的な事項を定めるものであり、統一的な取扱いが必要であることから、技術的助言を行うこと。

さらに、合理的配慮、啓発活動や相談・紛争解決の体制整備等について、自治体間格差が生じないように必要な財政措置を講じること。

3. 精神障害者に係る公共交通運賃、有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等を関係機関へ要請すること。

また、NHK放送受信料免除に係る証明事務等について、人件費等の必要な経費負担及び事務処理の簡素化を図るよう働きかけること。

4. 重度障害者等の障害者への医療費助成について、全国一律の助成制度を創設するなど十分な支援措置を講じること。

5. 発達障害児等に係る早期の発見・相談・支援等について、地域の実情に応じた人材確保や拠点施設等の体制整備を図ることができるよう、また、自治体間格差が生じないように、十分な財政措置を講じること。  
また、早期療養を実施するため、発症要因の更なる究明を図ること。  
さらに、発達障害の専門医の育成と充実を図ること。
6. 障害者の地域での社会参加を保障するため、雇用の場の確保に取り組むこと。  
また、改正障害者雇用促進法に基づく合理的配慮の提供を促進するため、事業者に対する財政措置を講じること。
7. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
8. 日常生活自立支援事業について、専門員等の拡充に向け必要な財政措置を講じるとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、実施主体の拡大を図ること。
9. 「手話言語法（仮称）」を制定すること。
10. 手話奉仕員養成研修の修了者が円滑に手話通訳者養成研修を受講できるよう、ステップアップのための研修制度を創設すること。
11. 障害者の社会参加を推進するため、手話通訳者を配置した資格取得合同研修の実施に対する財政支援をはじめ、県域レベルでの研修制度構築に対する支援を行うこと。
12. 精神障害者相談員制度を法定化すること。